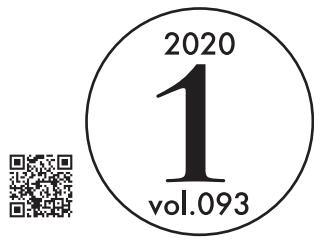


地域と法人の、「今」を伝える情報誌。

# ほうじんナウ



編集発行：公益社団法人本庄法人会広報委員会/埼玉県本庄市朝日町三丁1番35号本庄商工会議所2階／電話0495(21)1065/FAX0495(22)7898／印刷所：(有)日進社

## 税制委員会

# e-Tax 実践研修



令和元年11月20日(水)

午後3時から「はにぽんプラザ」で開催  
講師：本庄税務署個人課税部門 福本良和 氏

申告時期に税務署で並ぶことなく提出するため、確定申告をe-Tax(電子申告)で行う研修会を、今年度新規事業として開催、出席者にはID・パスワードについても説明しました。

## 新規事業



# 確定申告はe-Taxで



12月11日(水)中谷税制委員長が税務署を訪問

法人会で研修会の他に、企業や住民のためにe-Taxのパンフレット作成、広報活動を行いました。

今回は、税務署、会員企業、医療関係の他に本庄市自治会連合会を通じて市民に回覧しました。



講師 埼玉社労士オフィス  
代表 村田小百合 氏

## 女性部会 働き方改革研修会

令和元10月30日(水)午後6時

中小企業向けの働き方改革研修を開催、今回は「残業代」「就業規則」「退職・解雇」「雇用契約」「働き方改革」の5項目を中心に経営者を守るために就業規則の整備をどこまでやるか。従業員との言った、聞いていないなどの口頭でのトラブルを事例で説明、参加者から下記の内容で意見がありました。

次回は参加者の希望を踏まえて第3回目を春ごろに開催します。是非参加してみてください。

(感想)



「残業」に関する諸問題について。現状で一番ホットで解決すべき課題だった為、何が問題なのか整理する事が出来ました。

Mさん

業種柄、就業規則等の必要性を理解しているが、定期的な見直しや変更についての重要性を再認識した。研修会の資料と頂いた書籍と照らし合わせながら、研修を進めていただき大変にわかりやすかったです。

Sさん

## ●今後の労務研修内容に対する希望●

同一労働同一賃金で求められる  
企業の対応について

「令和時代の社内改革」的な、平成生まれ社員にも対応可能な内容を具体的に知りたいです。

**本庄垂統塾開催 CASH FLOW MANAGEMENT**

中小企業オーナーのための「キャッシュフローマネジメント手法講座」を11月12日に、講師の齋藤安正氏よりキャッシュフロー経営から始まり9項目で資金繰り表について研修を開催しました。

**参加者からのコメント**

A:すぐに使えるCF表の作成は、自社の本質が良く見えるので何をしたら良いか?分かった。

B:これから経営に係る予定の者で、初心者でしたが大変解りやすい講義でした。

講 師 埼玉県法人会連合会垂統塾長税理士 齋藤安正 氏

次回開催予定 令和2年4月

## 研修委員会

### やさしい決算書の読み方 研修開催

11月28日木曜日午後3時から埼玉グランドホテル本庄で関東信越税理士会本庄支部の小川輝税理士を講師として開催しました。今回は研修委員会企画で2年間にわたり4回シリーズで、今回は第1回目の基礎編を研修しました。

次回は令和2年1月27日月曜日埼玉グランドホテル本庄で開催しますので、是非ご参加を！



## 総務委員会 第22回 地域社会貢献運動

9月19日(木)午後1時30分  
本庄市民文化会館

### 第1部 『消費税軽減税率説明会』



講師:村社統括国税調査官

### 第2部 『林家たい平爆笑会』



1,200人満員の会場で開催

## 全国法人会総連合表彰



本年度は、会員事業所の研修参加率部門と会員純増部門で表彰。研修会参加率では全国6位、会員の純増は県内では2単位会であった。

## 一般公開演奏会開催

## 総務委員会

本庄東高等学校合唱部



開催日 令和元年12月16日(月)午後5時  
場所 埼玉グランドホテル本庄

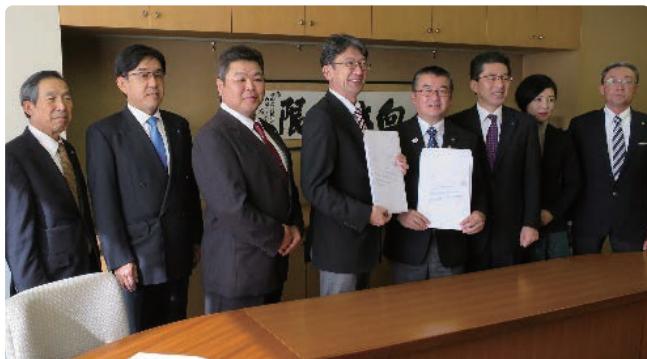
本庄法人会では、8月5日「NHK全国学校音楽コンクール埼玉県コンクール」に出席し、銀賞を受賞した本庄東高等学校の合唱部をお招きして公開演奏会を開催しました。

## 税制改正に関する要望活動

本庄市・上里町・神川町・美里町に

## 税制委員会

11月15日



### ◎本庄市・本庄市議会◎

吉田信解市長、田中輝好議長に要望書を提出。

法人会からは高橋祐介・矢島淳一・滝澤博史副会長、中谷嘉宏税制委員長、阪上清之介・倉林敏澄・山田敬子税制委員が出席。



### ◎上里町・上里町議会◎

山下博一町長、新井實議長に提出。

上里支部からは木村達夫副会長が出席。



### ◎神川町・神川町議会◎

山崎正弘町長、赤羽奈保子議長に提出。

神川支部からは塩川充夫副会長が出席。



### ◎美里町・美里町議会◎

原田信次町長、大島輝雄議長に提出。

美里支部からは青木貴彦税制委員が出席。



当時は、下記内容について市長・町長・議長に  
令和2年度の地方に関する提言内容を説明。

- 行政改革の徹底
- マイナンバー制度の普及
- 租税教育の充実
- 固定資産税の抜本的見直し、超過課税・法定外目的税の課税

# 青年部会租税教室 (商工まつり)



## ★コスモスマつり2019★

(神川町)

10月20日(日)神川ゆ～ゆ～ランド  
青年部会:高橋ソース(株) 高橋亮人  
(株)カネザワ 金澤正雄

## ★第34回児玉商工まつり★

(本庄市児玉町)

10月20日(日)JR児玉駅前通り  
青年部会:(株)カネザワ 金澤正雄  
高橋ソース(株) 高橋亮人



## ★美里商工まつり★

(美里町)

11月9日(土)JA埼玉ひびきの旧美里支店駐車場  
青年部会:本庄タクシー(株) 神宮尚明  
(株)ダスキン本庄 久保文孝  
(株)間正測量設計事務所 間正良昭



## ★かみさとふれあいまつり★

(上里町)

11月10日(日)堤調整池運動公園グランド  
青年部会:高橋ソース(株) 高橋亮人  
大同生命保険(株) 高橋進一



## 小学校・中学校での 租税教室

小学校の租税教室では、税金に関するDVDとクイズで授業を行い  
小学生1人に年間87万6千円が税金から負担していることに驚きと税金に対する関心度が変わりました。

中学校では税金の種類や納税に対する関心を高めるために国民としての義務から国の歳入・歳出を説明。

実施日	学校名	生徒数	講 師
令和元年11月20日	本庄市立児玉小学校(6年生)	66名	本庄タクシー(株) (有)児玉電化センター
令和2年 1月14日	上里町立神保原小学校(6年生)	35名	田端宏好
令和2年 1月17日	神川町立青柳小学校(6年生)	34名	中谷嘉宏
令和2年 1月21日	本庄市立北泉小学校(6年生)	61名	金澤正雄
令和2年 1月31日	本庄市立本庄東中学校(3年生)	130名	(株)ノーベル
令和2年 2月5日	本庄市立中央小学校(6年・5年・4年生)	266名	笠本 盛
令和2年 3月3日	上里町立上里中学校(3年生)	185名	サンメンバーズ(株)
			高橋ソース(株)
			高橋亮人
			桜井祐治
			(株)SAKURA I



児玉小学校

## <青年部会OB会設立のご案内>

この度、青年部会OB会第1回の集まりを令和2年1月27日(月)午後6時30分より埼玉グランドホテル本庄にて開催する運びとなりました。

任意の団体として、本会からは予算は頂かず活動して参ります。会費は2年間で1,000円です。

青年部卒業生の皆さん是非参加してください。

OB会会長 境野 徳夫  
幹 事 滝澤 博史

## 青年部会員 募集中!

青年部会は、租税教室の他に事業承継研修、ゴルフコンペ、北部ブロックの交流会等の活動を児玉郡市の広域で楽しく活動しております。企業の経営者や後継者で50歳以下、是非参加してみませんか！

本庄法人会事務局まで  
TEL 21-1065





吉田市長から当日の小学6年生と保護者に「煉瓦倉庫」をテーマに、江戸時代末期の中山道役割、明治維新後の富岡製糸場、児玉町競進社模範蚕室における生糸産業の関わりを説明、当時の商業銀行が養蚕農家に融資、煉瓦倉庫に織や生糸を担保として保管、構造としてはキングポスト式の釣り天井などで建築様式的にも価値の高い建物と質問を交えて講演された。



## [入選]

堀口 うるぎ	神川町立神東小学校
中嶋 侑良	上里町立賀美小学校
沼田 結衣	上里町立賀美小学校
関根 未羽	上里町立上里東小学校
丸山 竜生	上里町立上里東小学校
芝田 优音	上里町立上里東小学校
峯岸 橋本	上里町立上里東小学校
吉田 松谷	本庄市立共和小学校
伊藤 宏起	本庄市立中央小学校
森 結菜	本庄市立藤田小学校
井口 千絵	本庄市立本庄西小学校
星野 紗佳	本庄市立本庄東小学校
及川 舞矢	本庄市立本庄東小学校

道下 利乃	上里町立長幡小学校
茅野 祐生	本庄市立北泉小学校
堀野 廉星	本庄市立北泉小学校
神岡 優月	本庄市立北泉小学校
内島 内島	本庄市立北泉小学校
デイエゴ ユミ	本庄市立共和小学校
木内 真緒花	本庄市立共和小学校
山田 優雅	本庄市立共和小学校

久保田 千顕	美里町立大沢小学校
中林 美友	美里町立大沢小学校
鈴木 美海	美里町立大沢小学校
吉田 掌悟	美里町立東児玉小学校
原 千里	美里町立東児玉小学校
佐々木音寧	美里町立東児玉小学校
目黒はる奈	美里町立松久小学校

## 女性部会に 参加してみませんか！

申込は本庄法人会事務局まで。



# 支部活動

## 本庄支部 HONJO

### ●税務研修会●

令和2年3月9日

第1部 落語から学ぶ税務

出演:古今亭志ん丸 氏

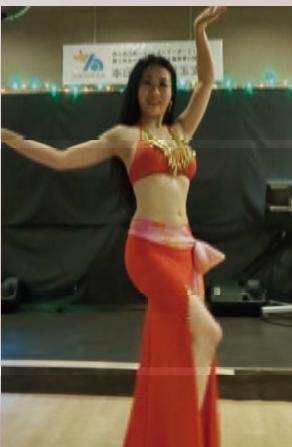
第2部 税務署の税務指導ポイント/講師:本庄税務署 村社良英統括国税調査

### ●新年会開催●

令和2年1月20日午後6時

場所:埼玉グランドホテル本庄/アトラクション沖縄エイサー踊り/藤岡琉球太鼓

## 児玉支部 KODAMA



### ●税務研修会●

## 美里支部 MISATO

○令和1年11月9日(土)第37回美里商工まつり会場にて、本庄法人会美里支部として、税に関するチラシ等の配布を実施

○令和2年1月に支部三役会を開催予定。

○令和2年1月に税務研修会並びに新年会を開催予定。

## 神川支部 KAMIKAWA

支部活動の今後の予定は、令和2年1月に神川町商工会との共催で、賀詞交歓会を予定しています。  
令和2年2月には神川町商工会との共催でのボーリング大会、支部会員研修会を予定しています。

## 上里支部 KAMISATO

11月10日(日)堤調整池運動公園グランドで「2019かみさと ふれあいまつり」が盛大に開催されました。上里支部では、どんどんやとなげわにて参加をしました。また、青年部会による紙芝居が行われ、賑やかな行事になりました。

# 新入会員紹介

## NEW MEMBER'S

令和元年8月から 12月

会員拡大は組織委員会を中心に、法人会の役員や埼玉りそな銀行、群馬銀行、埼玉信用組合の金融機関のご紹介で入会となりました。今後も法人会活動にご理解をいただきながら会員の増強に努力しますので、ご紹介をよろしくお願いします。



### 支部名

本庄支部

### 法人名

ライブネット(株)

### 代表者名

小田切 浩

### 支部名

児玉支部

### 法人名

(株)まつむら設備

### 代表者名

松村 英昭



本庄支部

(株)タカハシ

高橋 理

### 支部名

児玉支部

### 法人名

(株)カンベ

### 代表者名

神部 久男



本庄支部

(株)文林堂印刷所

野坂 弘幸

### 支部名

神川支部

### 法人名

(株)クロスハート

### 代表者名

木下美由紀



児玉支部

(株)H.K. キャスト

橋本 英司

### 支部名

個人会員

### 法人名

HAIR SALON NOHARA

### 代表者名

野原 咲子



児玉支部

(株)飯島工務店

飯島 光一

### 支部名

個人会員

### 法人名

ワコー超音波

### 代表者名

中 和幸

## 女性部会新入会員

### 支部名

神川支部

### 法人名

(株)クロスハート

### 代表者名

木下美由紀

### 支部名

児玉支部

### 法人名

寄居印刷紙器(株)

### 代表者名

青木 昌枝

## 地域情報

# マラソン 駅伝



### ●クロスカントリー＆ハーフマラソン大会●

開催日時:令和2年4月12日(日)

★コース1:本庄早稲田の杜クロカントロードコース  
12km・8km・9km

★コース2:本庄総合公園内ジョギングコース1.5km

### ●本庄 元旦マラソン●

開催日時:令和2年1月1日(水)



### ●かみかわ駅伝●

開催日時:令和2年1月19日(日)

★コース/スタート:神泉小学校北側  
コース/ゴール:神川町役場北側  
7区間・総距離20.18km

前回の参加人数(選手):37チーム 259名



### ●上里町乾武マラソン大会●

開催日時:令和2年3月29日(日)

★コース1:上里町立神保原小学校  
締切日/1月24日(金)消印有効



### ●美里町万葉の里 ハーフ駅伝大会●

開催日時:令和2年2月2日(日)

★コース1:美里町遺跡の森総合公園



## 児玉郡市 季節の 花めぐり

### こつはた 骨波田の藤

長泉寺の境内にあるこの藤は、樹齢650年以上ともいわれ、藤棚の広さは約500m<sup>2</sup>にも及び、花房は約1.8mもの長さに達し、白と紫の見事な花を咲かせます。

見頃は例年4月下旬から5月中旬で、最盛期は期間中の「1週間程度」週間程度となります。

住所:本庄市児玉町高柳901  
TEL:0495-72-3122



### 正觀寺の藤

算額と癒しの駅、正觀寺は真言宗豊山派に属し、奈良長谷寺を總本山とする古刹、境内には樹齢不詳の黒松の巨木及び欒の巨木数本が歴史を感じさせる。5月上旬には藤や牡丹の花が満開を迎える。

住所:本庄市都島864 TEL:0495-21-4389

# インボイス制度シリーズ Vol.1

(関東信越税理士会本庄支部 吉澤政志税理士)

令和元年10月1日から令和5年9月30までの期間中に保存が義務付けられた「区分記載請求書」には、令和元年9月30日までの請求書記載事項に加え「①軽減税率対象品目である旨、②税率区分ごとの合計請求額」の追加記載が義務付けられました。

これに加え、令和5年10月1日以降に保存と発行が義務付けられる「適格請求書」には、さらに「③登録番号、④税率区分ごとの消費税額等」を記載する必要があります。

この「適格請求書」を使用する方式をインボイス方式といいます。

次回は請求書記載事項について

従来の請求書	区分記載請求書	適格請求書
~R1.9.30	R1.10.1~R5.9.30	R5.10.1~

記載事項	請求書様式		
	1 従来の請求書	2 区分記載請求書	3 適格請求書（インボイス）
請求書を受ける者の氏名または名	1		
発行者の氏名または名称		2	
取引年月日			
取引内容			
取引金額			
①軽減税率対象品目である旨			
②税率区分ごとの合計請求額			
③登録番号			
④税率区分ごとの消費税額等			

## 所得税及び復興特別所得税の軽減または免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 <sup>(注1)</sup>	住宅又は家財の損失額 <sup>(注2)</sup> がその価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次も①と②のうち、いずれか多い方の金額です。 ① 損失額 <sup>(注2)</sup> - 所得金額の10分の1 ② 損失額 <sup>(注2)</sup> のうち災害関連支出の金額 - 5万円  ※「災害関連支出の金額」とは、災害により減失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	軽減額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>その年の所得金額</td> <td>所得税及び復興特別所得税の軽減額</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </table>	その年の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超750万円以下	2分の1の軽減	750万円超1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超1,000万円以下	4分の1の軽減									

《注意》 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。  
なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。  
2 資産に生じた損害額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。

## 税務の豆知識

### 定期贈与に関する注意点

- Q. 毎年100万円ずつ10年間に渡って贈与を受ける場合、各年の受贈額が110万円以下の基礎控除額以下ですので、贈与税がかからないことになりますか？
- A. 各年の受贈額が110万円の基礎控除額以下である場合には贈与税はかかりませんので申告の必要はありません。  
ただし、10年間に渡って毎年100万円ずつ贈与を受けることが贈与者との間で約束されている場合には、1年毎に贈与を受けると考えるのではなく、約束した年に「定期金に関する権利」(10年間に渡り毎年100万円ずつ給付を受ける権利)の贈与を受けたものとして贈与税がかかりますので申告が必要です。

### 本庄税務署からお知らせ

#### ダイレクト納付について

ダイレクト納付とは、e-Taxを利用して電子申告、徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録を利用した後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座から振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

また、2019年10月からは、「地方税共通納税システム※」も開始しており、個人住民税(特別徴収分)も電子納付することができます。

是非ご利用下さい。



(※「地方税共通納税システム」についての詳しい情報は、eLTAXのホームページ(www.eltax.jp)をご覧ください。

●お問い合わせ●  
本庄税務署:0495-22-2111(音声案内2)